

## 鹿 児 島 県 公 報

平成25年 3 月 30 日 (土) 号 外



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

定 価 送 料 共 1 箇 月 2 , 6 5 0 円

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 条 例

○鹿児島県税条例の一部を改正する条例 (※) (税務課取扱い) 1

## 条 例

鹿児島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県条例第49号

鹿児島県税条例の一部を改正する条例

鹿児島県税条例 (昭和38年鹿児島県条例第23号) の一部を次のように改正する。

附則第12条の2第8項中「次に掲げるトラック」を「次に掲げる自動車」に改め、「第1号」の次に「に掲げる自動車のうち車両総重量が12トンを超えるもの、第2号」を加え、「第2号」を「第3号」に改め、同項第2号中「附則第4条の6第8項」を「附則第4条の6第11項」に、「附則第4条の6第9項」を「附則第4条の6第10項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「附則第4条の6第8項」を「附則第4条の6第11項」に、「制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準 (次号において「制動装置保安基準」という。)」を「制動装置保安基準」に、「附則第4条の6第9項」を「附則第4条の6第10項」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 車両総重量が5トンを超える乗用車 (地方税法施行規則附則第4条の6第8項に規定するものに限る。) 又はバス (地方税法施行規則附則第4条の6第9項に規定するものに限る。) であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準 (次号及び第3号において「制動装置保安基準」という。) で地方税法施行規則附則第4条の6第10項に規定するものに適合するもの

附則第12条の2第9項中「附則第4条の6第10項」を「附則第4条の6第12項」に改める。

附則第16条中「平成25年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は，平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県税条例附則第12条の2第8項の規定は，施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し，施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については，なお従前の例による。